（保護者の方へ：こちらは１か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。）

１か月児健康診査　実施のお願い

（東京都外医療機関のご担当者様へ）

平素より立川市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。
立川市では、生後１か月程度の乳児が受診する１か月児健康診査について令和８年10月１日以降に受診された方を対象に費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。
つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。
なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項１】
乳児が立川市民であると御確認いただき、「１か月児健康診査受診票」の提示を受けてください。

「１か月児健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項２】
「１か月児健康診査受診票」に記載している、基本的な健診項目を実施してください。

①身体発育状況、②栄養状態、③疾病及び異常の有無、④新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、⑤ビタミンＫ２投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与、⑥育児環境や心配事の確認等の実施をお願いいたします。

【依頼事項３】
健康診査の結果を「１か月児健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、２枚目（請求原票）・３枚目（保護者控）を保護者にお渡しください。

保護者が立川市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「１か月児健康診査受診票」と「１か月児健康診査費用の領収書」が必要です。
※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、受診状況について立川市から確認の御連絡をさせていただくことがあります。

【依頼事項４】
健康診査の結果、行政の支援や精密検査が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「１か月児健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で行う」に〇をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票１枚目（医療機関控え）の写しをＦＡＸ等にて送付していただきますようお願いいたします。

（保護者の方へ：こちらは１か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。）

問い合わせ先

※乳児の居住する地域を管轄する立川市こども家庭センターに御連絡ください

名称	所在地	電話番号	ＦＡＸ
立川市子ども家庭センター	〒190-0022 立川市錦町 3-3-6	042-527-3234	042－528－6875

【受付時間】　９：00～16：00　（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）